

令和3年4月30日

日本公認会計士協会 御中

一般社団法人全国銀行協会

「業種別委員会実務指針『銀行等金融機関のデリバティブ取引の監査手続に関する実務指針』（公開草案）に対する意見について

今般、標記公開草案（令和3年4月5日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「業種別委員会実務指針『銀行等金融機関のデリバティブ取引の監査手続に関する実務指針』(公開草案)に対する意見

項番	該当箇所	項目・論点	コメント
1	第6項	「会計基準の改訂等により、会計上の見積りが複雑化する傾向にある状況下」という記載について	適用に関連するとして追加された「監基報540」の会計上の見積りは、国際監査基準540(ISA540)の改訂を受けたものと理解している。ISA540の金融商品に関する主な対象は予想信用損失であることから、「会計基準の改訂等により、会計上の見積りが複雑化する傾向にある状況下」との記載は日本基準に関する適切な表現とは言えない。ただし、本実務指針は日本基準だけでなく指定国際基準等も範囲とすることから、当該箇所は「国際的な会計基準の改訂により、会計上の見積りが複雑化する傾向にある状況下」と記載を改めるべきである。
2	第12項(2)①等	「モデル」という用語の定義について	企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」において、「モデル」という用語は定義されていないことから、例えば、「評価技法」、「時価算定モデル」、「時価測定モデル」などの用語の方が適切と考えられる。
3	第12項(4)	デリバティブ取引に関連する規程と時価の算定方針の違いについて	デリバティブ取引に関する重要な虚偽表示リスクが、特別な検討を必要とするリスクであると判断した場合における、監査人に求められる統制活動を含む内部統制への理解項目に関し、「公正価値の測定方法」を「時価の算定方針、時価等の開示に関する方針・手続」に変更しているが、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等に合わせた改正であることから、「時価の算定方法、時価等の開示に関する方針・手続」と記載すべきである。この点、「時価の算定方針」はデリバティブ取引に関連する規程に通常は含まれていることから、改めて区分して記載する必要はないと考えられる。追加することにより、区分して記載することを求めるといった監査上の指摘が増えることを懸念する。
4	第14項(1)①	「監査人が理解すべき事項」に関する追加内容について	「デリバティブ取引の利用状況の理解」における「監査人が理解すべき事項」に追加された、「中央清算機関(Central Counterparty)の関与、取引相手先とのマスターネットリング契約、当事者の信用リスクに対する正味の資産又は負債に基づき担保を授受する契約」は、前後の記載との粒度に大きな隔たりがあると考えられることから削除すべきである。
5	第14項(3)	「時価のレベル別分類の適切性の検証」という記載について	「時価のレベル別分類の適切性の検証」は、デリバティブの評価(=時価算出)の際ではなく、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」に則った開示をする段階で初めて実施されるものであるため、「(3)デリバティブ取引の評価に関する統制活動の理解」ではなく、「(4)デリバティブ取引の時価等の開示に関する統制活動の理解」に関する記載内容ではないかと考えられる。なお、同記載は、第14項(4)「デリバティブ取引の時価等の開示に関する統制活動の理解」において「時価のレベルを分類する手続」という記載があり、「時価のレベル別分類の適切性の検証」と内容が概ね重複していると考えられる。また、記載を残す場合には、「モデルの妥当性の確認」という表現と合わせ「時価のレベル別分類の適切性の確認」とすることが考えられる。
6	第14項(3)	「時価の算定方法(評価調整を含む。)」という記載について	「公正価値の測定方法」を「時価の算定方法(評価調整を含む。)」とする変更案が示されているが、「評価調整」が意味するところは不明確であることから、追加された「評価調整」は削除すべきである(少なくとも「出口価格としての時価を算定するに当たって必要な調整(信用リスク等に係る評価調整)」(第12項(2)①)のように内容を明示すべきである)。
7	第14項(3)	「モデルの妥当性」の例示について	監査人が理解すべき統制活動のうち、「モデルの妥当性」として、「理論的な健全性」、「数学的な完全性」、「使用されるデータの正確性及び網羅性」の例示を追加する案が示されている。しかし、「理論的な健全性」や「数学的な完全性」は意味が明確でないこと、また「使用されるデータの正確性及び網羅性」の確認は、企業規模・デリバティブ取引量等により確認範囲・確認頻度等が異なること等から、当該箇所は「モデルの妥当性、インプットの適切性(及び仮定の適切性)の確認」とすべきである。
8	第14項(4)等	「インプット」および「評価調整」という記載について	開示が求められるのは、重要なインプットに限られていることから、「インプット」という用語すべてに「重要な」を追記すべきである(第15項(6)および第28項における「インプット」も同様)。また、「評価調整を時価のレベル分類に反映するための手続」の「評価調整」については内容を明確にすべきである(第15項(5)、第15項(6)における「評価調整」も同様)。
9	第24項	変動証拠金の授受における取引相手との照合不一致の有無の確認について	取引相手との間の照合不一致はモデルが同一でない以上必ず発生するが、基本的には解消するものであることから、「解消していない照合不一致の有無の確認」といった記載の方が適切と考えられる。